

令和7（2025）年度「土砂災害防止に関する絵画・作文」募集案内

国と県とでは、毎年6月を「土砂災害防止月間」とし、土砂災害についての理解と関心を深めるため各種行事を実施しておりますが、その一環として、次代を担う小・中学生を対象に「土砂災害防止に関する絵画・作文」の募集を行います。

1 主 催 国土交通省・栃木県

2 募集内容

（1）絵画の部（小学生の部、中学生の部）

（イ）作品の種類（絵画・版画・貼絵・ポスターなど）やサイズ、表現方法（絵の具、パス、版形式など）は自由とします。

（ロ）題材は土砂災害及びその防止対策に関係するもの。

例えば、

- ・土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の体験やようす。
- ・土砂災害の恐ろしさを訴えるもの。
- ・砂防堰堤・がけ崩れ防止施設などの土砂災害防止施設及びそれらを造っているようす。
- ・土砂災害防止施設が役立っていることが理解できるもの。
- ・防災訓練、避難などの体験やようす。

など。

（ハ）作品の裏面に画題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

（2）作文の部（小学生の部、中学生の部）

（イ）400字詰め原稿用紙で、

- ・小学校低学年（1～3年生）は2枚～3枚（800～1,200字）
- ・小学校高学年（4～6年生）は3枚～4枚（1,200～1,600字）
- ・中学生は4枚～5枚（1,600～2,000字）

（ロ）題材は土砂災害及びその防止対策に関係するもの。

例えば、

- ・自分が体験した土砂災害について思ったこと。
- ・砂防堰堤などの土砂災害を防止する施設を見学して思ったこと。
- ・防災訓練などに参加して思ったこと。
- ・学校の勉強や日常の生活を通して、土砂災害の防止について思ったこと。
- ・テレビやラジオで土砂災害のニュースを見て思ったこと。
- ・おじいさんやおばあさんなど年上の方から土砂災害の話を聞いて思ったこと。
- ・土砂災害から自分や家族の身を守ること（自助）、地域の人たちと助け合うこと（共助）の大切さについて思ったこと。

など。

（ハ）作文の冒頭に表題、応募者の学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。

- 3 応募資格 県内の小・中学校生徒
- 4 応募期間 令和7年(2025)年6月1日(日)～9月16日(火)到着分有効
- 5 応募方法 下記の送付先に示すあて先に送付してください。
(応募作品の返却は行いません。)
なお、学校単位でまとめて応募する場合は、別紙様式により応募者名簿の添付をお願いします。
- 6 送付先 〒320-8501
宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県 県土整備部 砂防水資源課 電話 028(623)2452
- 7 審査 10月中に、栃木県審査会において作品を選定し、各部門1～3点程度を国土交通省が行う中央審査委員会に送付します。
- 8 入賞発表 中央審査委員会の結果を受賞者にのみ連絡いたします。
学校単位で応募された場合は、県から学校長宛てに結果を通知します。
個人で応募された場合は、学校または個人宛てに結果を通知します。
- 9 表彰 表彰は、中央審査委員会での受賞者に対して行います。表彰の方法は、応募された学校や受賞された方の御都合に合わせて決定いたします。
なお、中央審査委員会最優秀賞の受賞者に対しては、別途、国土交通省が表彰を行います。
- 10 個人情報の取扱い 応募者に関する個人情報は、本審査会の運営に必要な範囲で利用します。応募者の同意なく、利用目的を超えて利用することはありません。
ただし、入賞作品については絵画・作文のほか、学校名、学年、氏名を県ホームページや作品集などに掲載するほか、報道機関を含めた関係者にも提供することになりますので、あらかじめ御了承ください。
- 11 その他 応募作品は未発表でオリジナルのものに限ります。
応募作品の使用・著作権は、国土交通省・栃木県に帰属します。
入賞作品は土砂災害防止に関する啓発活動に活用される場合がございます。